○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部	課室等名	環境保全課
許	認可等名	汚染土壌処理業の合併及び分割の承認
根	拠 法 令	土壤汚染対策法
根	拠 条 項	第27条の3
連	絡 先	(電話 621-5213)
審査基準標準処理期間	基準	・土壌汚染対策法 第27条の3 第27条の3 汚染土壌処理業者である法人の合併の場合(汚染土壌処理業者である法人と汚染土壌処理業者でない法人が合併する場合において、汚染土壌処理業者である法人が存続するときを除く。)又は分割の場合(当該汚染土壌処理業の全部を承継させる場合に限る。)において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該汚染土壌処理業の全部を承継した法人は、汚染土壌処理業者の地位を承継する。2 第22条第3項の規定は、前項の承認について準用する。・土壌汚染対策法 第22条第3項3 都道府県知事は、第1項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。一汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。ニ申請者が次のいずれにも該当しないこと。イこの法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者第25条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
	参考事項	土壌汚染対策法施行令第10条により市長が行うこととされている (別紙のとおり。)
	設定等年月日	令和3年1月26日設定(令和年月 日最終変更)
	標準処理期間 (設定しない ものについて はその理由)	総日数120日(休日を含む)
	設定等年月日	令和3年1月26日設定(令和年月日最終変更)